

輸入種苗検疫要綱（昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（目的及び定義） 第 1 （略） 2 （略） 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をいう。ただし、「海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農蚕園芸局長通達）の規定による本邦以外の港・空港を仕向地とする積替え（トランシップ、トランジット）のための一時卸下を除くものとする。 4・5 （略） （削る） <u>6・7</u> （略） 第 13 （略） 2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該種苗の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき検疫有害動植物の分散防止の	（目的及び定義） 第 1 （略） 2 （略） 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をいう。ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農蚕園芸局長通達）の規定による本邦以外の港・空港を仕向地とする積替え（トランシップ、トランジット）のための一時卸下を除くものとする。 4・5 （略） <u>6 特定重要病害虫（「特定重要病害虫検疫要綱」（昭和 53 年 12 月 4 日付け 53 農蚕第 8308 号農蚕園芸局長通達。以下「特重要綱」という。）第 2 第 1 項に規定するものをいう。）の付着するおそれのある輸入種苗の検査に当たっては、この要綱に定めるもののほか、特重要綱によるものとする。</u> <u>7・8</u> （略） 第 13 （略） 2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該種苗の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき検疫有害動植物の分散防止の

ための措置を行わせる場合にあっては、別表 4 に掲げる基準によるものとする。

3 (略)

別表 1 (第 8 関係)

1 次検査の方法

(略)

(注) (削る)

(1)・(2) (略)

別表 2 (第 8 関係)

2 次検査の方法

種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検査有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(8) いとすぎ属、なでしこ属	(略)	(略)	<i>Alternaria dianthicola</i> 、 <i>Seiridium cardinalis</i>	(略)

ため薬剤散布等の措置を行わせる場合にあっては、別表 4 に掲げる基準によるものとする。

3 (略)

別表 1 (第 8 関係)

1 次検査の方法

(略)

(注) (1) この表に掲げる対象検査有害動植物等のほか、特重要
綱別表 1 に掲げる検査有害動植物については、同要綱別表 2 に掲げる方法により検査を実施するものとする。

なお、検査技術の詳細は、「輸入種子検査検査指標」として横浜植物防疫所長が定めるものとする。

(2)・(3) (略)

別表 2 (第 8 関係)

2 次検査の方法

種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検査有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(8) えんばく、おおむぎ、らいこむぎ、らいむぎ、いとすぎ属、こむぎ属、なでしこ属	(略)	(略)	<i>Alternaria dianthicola</i> 、 <i>Alternaria triticea</i> 、	(略)

								<i>Seiridium</i>	
								<i>m</i>	
								<i>cardinal</i>	
								<i>e</i>	
	(9)～(11) (略)	(略)		(略)	(略)		(9)～(11) (略)	(略)	(略)
	(12) こむ ぎ属	外観検査、ブロッター 検査、培養検査		<i>Alternaria</i> <i>triticea</i>	変色種子を選出し、これに加えて無作為に選出した400粒についてブロッター検査を実施すること。分生子が検出された場合、培養検査を実施すること。		(新設)	(新設)	(新設)
	(13)～(26) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(12)～(25) (略)	(略)	(略)

(27) 上記 (2) から (26) まで以外の種子	(略)	(略)	(略)	(略)
(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (削る)

(1)・(2) (略)

(3) 検査技術の詳細は、「輸入種子検疫検査指標」として横浜植物防疫所長が定めるものとする。

別表 3 (第 12 関係)

1 (略)

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(燐化水素としての薬量：g／内容積m³)

検疫有害動植物の種類	方法	薬量	温度	時間	倉庫の等級	摘要
種子(とうもろこし、はくさい、ライグラス等)に食入又は付着する検疫有害動物(グラナリアコク)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)		
			(略)	(略)		

(26) 上記 (2) から (25) まで以外の種子	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (1) この表に掲げる対象検疫有害動植物等のほか、特重要綱別表 1 に掲げる検疫有害動植物については、同要綱別表 2 に掲げる検査を実施するものとする。

(2)・(3) (略)

(新設)

別表 3 (第 12 関係)

1 (略)

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(燐化水素としての薬量：g／内容積m³)

検疫有害動植物の種類	方法	薬量	温度	時間	倉庫の等級	摘要
種子(とうもろこし、はくさい、ライグラス等)に食入又は付着する検疫有害動物(グラナリアコク)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)		
			(略)	(略)		

<u>ゾウムシ</u> 、ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。							<u>ゾウ</u> 、ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。						
3～7（略）							3～7（略）						

附 則

この通知は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。